

平塚市立松が丘小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（本校のいじめに対する基本的な考え方）

本校では、「いじめ防止対策推進法」や「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づいて、学校の内外を問わず、児童本人がいじめと感じたものは全て、いじめとしてとらえます。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要があります。

「いじめに係る行為が止んでいること」とは、被害に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることを目安とします。「被害児童が心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。ただし、これからの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

（本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

（いじめの禁止）

松が丘小学校の児童はいじめを行ったり、それに荷担したり、それを知っているのに放置したりしません。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

いじめの問題に取り組むに当たっては、日々「未然防止」と「早期発見」に努め、いじめを認知した場合は、早期に対応し、解消に向けた取組を行うとともに、家庭や関係機関、地域と連携します。

(1) いじめの未然防止のための取組

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、すべての児童を対象にしたいじめの観点が重要です。学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すため、次のことに取り組みます。

- ・人権を尊重し、道徳心や規範意識を高める教育を通じて、“いのちを大切にすること”や“他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力”を育みます。そのために、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を育成します。そのためにいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動等、児童の主体的な活動を推進します。
- ・いじめの背景にある要因に対して改善を図り、適切に対処できる力を育成します。そのために、いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について年複数回の校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。また、児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童とかかわる時間を多くするように努めます。
- ・学級の中で、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを推進します。
- ・全ての児童が自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努めます。そのために児童が自主的に行ういじめ防止に資する児童活動に対する支援を行います。また、交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・災害等で被災した児童がいらないか実態の把握に努めます。ただし、当該児童や保護者の意向に十分配慮して実施します。
- ・すべての児童の特性を踏まえ、いじめが生じないように日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことを推進します。

(2) いじめの早期発見のための取組

いじめの早期発見に向け、学校においては教職員が日頃から、児童の表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるように次のことに取り組みます。

- ・いじめの早期発見に向け、教職員が日頃から、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認します。また、けんかやふざけ合いであっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知するよう努めます。
- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査「学校生活アンケート（6月・11月）」及び「個人面談（随時）」を実施します。また、児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように相談体制の整備を行います。児童・保護者からの相談には真摯に対応し、いじめられた児童（いじめを受けている疑いがある児童）やいじめを知らせてきた児童の安全確保を徹底します。
- ・相談や通報のあった事案は、「いじめ0（ゼロ）委員会」を通して情報共有に努めます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて年に複数回実施し、けんかやふざけ合いであっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを認知することに努めます。また、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。
- ・人権週間等を通して、いじめ防止の意識を高めます。

(3) いじめへの早期対応

- ・ いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせ、速やかにいじめの事実の有無の確認を行うとともに、児童の支援・指導を適切かつ迅速に行います。
- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。また、いじめに係る情報は、適切に記録します。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ0（ゼロ）委員会」に他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を提供・共有します。
- ・ いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導します。また、いじめの行為に至った背景を把握し、その児童と保護者に対して、いじめを繰り返さず、学校生活を営ませるための助言や支援を行います。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的行います。事案によっては、いじめという言葉を使わずに指導することもあります。
- ・ いじめを受けた児童（いじめを受けている疑いがある児童）が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ・ いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・ はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・ いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。警察等への通報は、原則として学校長が判断をして行います。
- ・ 出席停止となった児童に対しては、教育を受ける権利を保障し、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行います。
- ・ 暴力を伴ういじめや、インターネットを通じて行われるいじめについては、被害の拡散を防ぐため、特に、迅速な対応に取り組みます。発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。
- ・ インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向け、いじめに関するアンケートに質問事項を設けます。

(4) アンケートの保存期間

いじめに関するアンケートは、当該児童が卒業するまで保存します。アンケートで聞き取った内容をまとめた記録や調査報告書は、卒業後5年間保存します。

3 「いじめ0委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ0委員会」を設置し1学期に1回ずつ（学校生活アンケート実施後）開催します。アンケートは学級担任はもとより、学年、ブロックで確認後管

理職が最終確認します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。なお、いじめと疑われる相談・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに本組織に報告します。

(1) 「いじめ〇委員会」の構成

管理職、児童指導担当、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー

※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめと疑われる相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」により適切に対応します。いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「緊急調査チーム」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「緊急調査チーム」の構成

管理職、児童指導担当者、学年主任

※事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命します。

※構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・平塚市教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出する。
- ・アンケートなどの一次資料は当該児童が卒業するまで、調査報告書などの二次資料は卒業後 5 年保存
- ・特に支障がなければ公表

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の 2 点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組を評価します。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること